

○千葉市長の政治倫理に関する条例施行規則

平成22年3月31日

規則第37号

改正 平成23年2月28日規則第8号

平成23年3月31日規則第33号

平成24年3月30日規則第27号

平成25年3月29日規則第38号

平成29年3月31日規則第34号

平成29年7月27日規則第41号

平成31年3月29日規則第34号

令和3年3月31日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市長の政治倫理に関する条例（平成22年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）及び千葉市議会議員の政治倫理に関する条例（平成22年千葉市条例第58号。以下「議員条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市が出資その他財政支出等を行う法人)

第2条 条例第3条第1項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 公益財団法人千葉市国際交流協会
- (2) 公益財団法人千葉市文化振興財団
- (3) 公益財団法人千葉市保健医療事業団
- (4) 公益財団法人千葉市産業振興財団
- (5) 公益財団法人千葉市防災普及公社
- (6) 公益財団法人千葉市教育振興財団
- (7) 公益財団法人千葉市スポーツ協会
- (8) 公益社団法人千葉市シルバー人材センター
- (9) 公益社団法人千葉市観光協会
- (10) 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団
- (11) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
- (12) 千葉市住宅供給公社
- (13) 株式会社千葉ショッピングセンター
- (14) 株式会社千葉経済開発公社
- (15) 千葉都市モノレール株式会社
- (16) 株式会社千葉マリスタジアム

(扶養する親族)

第3条 条例及びこの規則に規定する市長が扶養する親族とは、市長と生計を一にする親族（市長の配偶者を除く。）のうち、合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。）が同項第34号に規定する金額以下である者をいう。

(資産等報告書及び資産等補充報告書)

第4条 条例第4条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第4条第1項第4号の規則で定める当座預金及び普通預金並びに普通貯金は、同一人について当座預金の額及び普通預金の額並びに普通貯金の額を合計した額が300万円に満たない場合における当座預金及び普通預金並びに普通貯金とする。

3 条例第4条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

第5条 条例第4条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

2 条例第4条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第4条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第4条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第4条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第6条 条例第4条第1項の資産等報告書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第4条第2項の資産等補充報告書は、様式第2号によるものとする。

(所得等報告書)

第7条 条例第5条第1号イの規則で定める所得の金額は、所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

2 条例第5条第3号の規則で定める財産上の利益の供与及び同条第4号の規則で定める供応接待は、婚礼、葬儀、国際儀礼その他の社会的儀礼に係るもので社会通念上相当であると認められるものとする。

第8条 条例第5条の所得等報告書は、様式第3号によるものとする。

2 条例第5条の所得等報告書の記載は、納税申告書の写しを添付したときは、当該納税申告書によって確認することができる項目に限り省略することができる。

(関連会社等報告書)

第9条 条例第6条の報酬は、金銭による給付をいう。

第10条 条例第6条の関連会社等報告書は、様式第4号によるものとする。

(資産等報告書等の訂正)

第11条 条例第4条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第5条の所得等報告書及び条例第6条の関連会社等報告書(以下「資産等報告書等」という。)を訂正しようとする場合には、市長は、訂正届を作成し、訂正の箇所にも認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるよう字体を残さなければならない。

(資産等報告書等の閲覧)

第12条 条例第7条第2項の規定による資産等報告書等の閲覧は、当該資産等報告書等を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第7条第2項の規定による資産等報告書等の閲覧は、市長が指定する場所及び時間内にしなければならない。

3 資産等報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 資産等報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、条例第7条第2項の規定による資産等報告書等の閲覧に関し必要な事項は、市長が定める。

(千葉市政治倫理審査会の委員)

第13条 千葉市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)の委員で条例第8条に規定する資産等報告書等の審査又は条例の規定に基づく調査に関して専門的知識を有する者は、弁護士、公認会計士、税理士、大学教授等とする。

2 委員は、その職務を遂行する上で、政治的中立の立場を保持しなければならない。

3 委員は、その職務の公正さについて誤解を招くような行為をしてはならない。

4 委員は、自己、その配偶者若しくは3親等以内の親族が事件の関係者であるとき、又は事件について自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係があるときは、その職務の執行から除斥される。

(会長)

第14条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、総務局総務部人事課において処理する。

(資産等報告書等の審査)

第17条 審査会は、条例第10条第2項の規定による資産等報告書等の審査（以下「資産等報告書等の審査」という。）において、その内容に事実と異なる記載がある旨を指摘する審査報告書を作成しようとするときは、あらかじめ、市長に意見を述べる機会を与えなければならない。

(資産等報告書等の審査に関する代理人による行為)

第18条 市長は、代理人によって、資産等報告書等の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査会が、条例第12条の説明を市長本人に求めた場合については、この限りでない。

- 2 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 3 代理人がその資格を失ったときは、市長は、書面でその旨を審査会に通知するものとする。

(審査報告書の閲覧)

第19条 条例第10条第4項の規定による審査報告書の閲覧は、市長が審査報告書の提出を受けた日の翌日からすることができる。

- 2 第12条第2項から第6項までの規定は、前項の閲覧について準用する。

(調査請求の手續)

第20条 条例第11条第1項の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）は、これを行おうとする市民の代表者が、同項の調査請求書を提出してしなければならない。

- 2 調査請求書には、調査請求をしようとする市民及びその代表者が署名（視覚障害者が点

字により自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)及び押印をしなければならない。この場合において、調査請求書にする署名は、調査請求がなされる日前60日以内にされたものでなければならない。

- 3 調査請求書は様式第5号及び調査請求者署名簿(様式第6号)によるものとする。この場合において、調査請求者署名簿は、区ごとに作成するものとする。

(調査請求書の受理後の手続)

第21条 市長は、調査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、調査請求をした市民及びその代表者が本市の選挙人名簿に登録された者であるか否かの確認を求めるものとする。

- 2 市長は、調査請求が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該調査請求に係る審査会の調査を求めないことを決定する。ただし、適正に次項の補正がなされた場合は、この限りでない。

- (1) 調査請求書に当該請求を行う時点における本市の選挙人名簿に登録されている者50人以上の者の署名及び押印がないとき。

- (2) 調査請求をすることができない対象についてされたものであるとき。

- (3) 調査請求書の記載事項に不備があるとき又は調査請求書に条例第11条第1項の資料の添付がないとき。

- 3 市長は、調査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において補正することができるものであるときは、相当の期限を定めて、調査請求をした市民の代表者にその補正を命じなければならない。

- 4 市長は、第2項の規定による決定をしたときは、その旨を調査請求をした市民の代表者に書面により通知するものとする。

(調査請求に関する代理人による行為)

第22条 第18条の規定は、調査請求又は議員条例第9条第3項の規定による調査の請求に基づく調査の対象となる市長又は議員について準用する。

(審査会における調査)

第23条 審査会は、市長から条例第11条第2項又は議員条例第9条第3項の規定により調査を求められたときは、当該調査に係る市長又は議員に対し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

- 2 審査会は、適当と認める者に、調査に必要な範囲内で、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

- 3 審査会は、調査請求若しくは議員条例第9条第1項の規定による調査の請求をした市民の代表者の申立てにより又は職権で、当該調査請求又は調査の請求をした市民を審尋する

ことができる。

- 4 第17条の規定は、資産等報告書等に事実と異なる記載がある旨又は政治倫理基準に違反している旨を指摘する調査報告書を作成しようとする場合について準用する。

(調査報告書の閲覧)

第24条 条例第11条第5項及び議員条例第9条第7項の規定による調査報告書の閲覧は、市長が調査報告書の提出を受けた日の翌日からすることができる。

- 2 第12条第2項から第6項までの規定は、前項の閲覧について準用する。

(説明会の開催の広報等)

第25条 市長は、条例第15条及び第16条(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定により説明会を開催するときは、開催予定日の14日前までに、説明会を開催すること並びにその日時及び場所を市民に周知させるための広報をしなければならない。

(補佐人による市長の説明の補佐)

第26条 市長は、補佐人を説明会に出席させて、説明を補佐させることができる。

- 2 補佐人の資格は、書面で証明しなければならない。

(請負契約等状況報告書の作成等)

第27条 市長は、前年度中の市長であった期間における条例第20条に規定する法人と市等との間の請負契約等の状況を記載した請負契約等状況報告書(様式第7号)を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に作成しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により作成した請負契約等状況報告書に請負契約等がなされた旨の記載がある場合は、その内容を公表しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により作成した請負契約等状況報告書を訂正したときは、その内容を公表しなければならない。

(期限等の特例)

第28条 市長が資産等報告書等を作成すべき期間の末日その他市長又は審査会が条例又は議員条例の規定に基づきしなければならないこととされている行為に係る期間の末日が千葉市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第12条第1項、第19条第1項又は第24条第1項の規定により資産等報告書等、審査報告書又は調査報告書の閲覧をすることができることとなる最初の日(以下「閲覧開始

日」という。)が、市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

(公表の方式)

第29条 条例第10条第3項の規定による審査報告書の要旨の公表、条例第11条第4項の規定による調査報告書の要旨の公表及び条例第14条第2項の規定による公表並びに第27条第2項の規定による公表は、公告その他適当な方法により行うものとする。

(補則)

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項(審査会の権限に属する事項を除く。)は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条から第24条まで及び第29条(第27条第2項の規定による公表に係る部分を除く。)の規定 千葉市長の政治倫理に関する条例附則第1項ただし書に規定する日

(2) 第27条及び第29条(第27条第2項の規定による公表に係る部分に限る。)の規定 平成23年4月1日

(政治倫理の確立のための千葉市長の資産等の公開に関する条例施行規則の廃止)

2 政治倫理の確立のための千葉市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年千葉市規則第69号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(旧規則の廃止に伴う経過措置)

3 条例附則第3項の規定により、なおその効力を有するとされる政治倫理の確立のための千葉市長の資産等の公開に関する条例(平成7年千葉市条例第52号。以下「旧条例」という。)第5条の規定による旧条例第2条から第4条までの規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書(次項において「旧条例による資産等報告書等」という。)の閲覧については、旧規則第10条の規定は、この規則の施行後においても、なおその効力を有する。

4 旧条例による資産等報告書等の訂正については、旧規則第9条の規定は、この規則の施行後においても、なおその効力を有する。

附 則(平成23年2月28日規則第8号)

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第33号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第27号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第38号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成29年3月31日規則第34号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成29年7月27日規則第41号）

この規則は、平成29年7月28日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第34号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第25号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式【略】